

①平成 30 年 2月15日

堀川から株式の譲渡をうけ大先生が 5 0 0 株法人全部の株主となった。

②平成 30 年 2月26日

藤林が代表取締役になる及び、新橋から虎ノ門へ移転の決議が不存在

原告の解任決議も不存在

③平成 30 年 10月31日

代表取締役藤林が辞任し新たに代表取締役に就任した柴垣の決議において、不存在。

①の平成 30 年 2月15日以降行われた決議、なされた行為も不存在と解することができ、当

然同地所有権の移転も同様不存在だと言えると存じます。

平成 30 年（ワ）第 3 9 8 5 8 号株主総会決議不存在確認請求事件、及び、令和元年（ネ）

第 3 6 0 6 号株主総会決議不存在確認請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成 30 年（ワ）

第 3 9 8 5 8 号）の判決を、法務局登記官に提示し、現在登記を行っている個人は登記の

資格を有していないことを明らかにして、法人の決議と上記二つの判決を法人の意思とし

て登記をおこなう。

藤林と柴垣が共謀して、不存在で不実の代表取締役と株式を発行して、虚偽に基づく取締

役会の決議文を作成し登記官と同地の登記人を騙し登記し、不動産売却代価を騙し撮った。

②及び③が不存在であった以上、「真正な登記名義の回復」をなすことが法務局の責務であ

り、②③が不存在であった判決を法務局に示し伝え、登記官の判断裁量により、登記の存

在を不存在へと登記する。

不存在は不存在であり、不存在いこう正当に何事も発生することはあり得ないので、した

がい正当な「真正な登記名義の回復」がなされるものと思います。

令和 4 年 5月22日 東京平川町 1-9-8 清水 大 作